

ハートランド宮古 サービス付き高齢者向け住宅 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、ハートランド宮古サービス付き高齢者向け住宅の管理・運営に関する事項を定めたもので、入居者が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことに資するとともに、施設の良好な環境を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 入居者に対して、24時間の安心と尊厳のある生活を送ることができるように状況把握、生活相談サービスを主なサービスとし、入居者の選択によるその他の各種サービスを提供します。また、入居者の生活に関する医療、保健、福祉機関との連携を図り、適切な支援となるよう常にそのサービスの質の向上に努める。

(遵守義務)

第3条 施設は、本規程に従って管理運営を行い、良好な環境の保持に努めます。

2 入居者は、この規程及び施設が別に定める記載事項を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとする。

(入居条件)

第4条 入居するための条件を次のとおりとする。

- (1) 単身高齢者世帯（60歳以上）。
- (2) 要介護認定もしくは要支援認定を受けている者。

(入居者のプライバシーの尊重)

第5条 入居者情報については、施設の「個人情報保護方針」に基づき厳正に管理する。

(住戸の設備及びその利用)

第6条 住戸の設備及びその利用を次のとおりとする。

- (1) 住戸の設備については入居契約書頭書（1）のとおりとする。
- (2) 戸数は20戸で、原則1戸1名の利用とする。

(共用施設及び設備の利用)

第7条 入居者は共用施設及び設備を契約時に説明する内容のとおり利用することができる。

(運営懇談会の設置)

第8条 施設の健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するために運営懇談会を設置する。詳細は、別表1の運営懇談会細則によるものとする。

(賃貸借契約に伴う保険加入)

第9条 入居者は入居開始に当たっては契約期間に対応した借家人賠償保険(火災、家財等)への加入を必須とする。補償内容及び保険料に関しては保険会社の定めによるものとする。

(利用できる各種サービス)

第10条 入居者は、状況把握・生活相談サービス並びに介護保険等による在宅サービスの他に、入居者の選択により各種サービスが利用できる。その具体的な内容、料金の有無、並びに要予約かどうか等については契約時に説明する内容のとおりとする。

(医療を要する場合の対応)

第11条 入居者が医療を要する場合や急病・負傷の場合は、別に定める「緊急時呼び出し手順」により対応する。

(防火防災にかかる協力)

第12条 入居契約書第17条に定める立ち入りの他に、当施設は消防計画等に基づき、防火防災のための訓練を実施する。入居者はその趣旨を理解のうえ協力するものとする。

(住戸の電気使用)

第13条 住戸内の電気機器使用による電気料金は、自己負担とする。尚、その料金は各住戸子メーターの計測から算定をする。

(視聴料等について)

第14条 入居者が住戸内で使用するテレビのNHK及び有料放送の受信料金等はそれぞれの料金規程及び支払方法に基づき入居者の負担とする。

(住戸の汚損・破損)

第15条 入居契約書第10条に定めるとおり、住戸の模様替えや修繕を入居者が行う場合、事前の協議並びに届け出が必要となるが、入居者の過失等によって生じた住戸の汚損や破損の場合も速やかに知らせなければならない。

(後見人(補佐人)の届け出)

第16条 入居契約時に入居者(借主)に後見人が選任されている場合のみならず、入居後に後見人を選任する場合は、事前に施設側に申し出を行い、後見人が決定後はその旨を早急に届け出こととする。

(苦情の対応)

第17条 住戸に居住するうえでの苦情や状況把握・生活相談サービス並びにその他の保険外サービスの利用に関する苦情については、施設が設置する苦情相談窓口により解決を

図る。

(事故発生時の対応)

第18条 施設において事故が発生した場合は、速やかに宮古保健福祉環境センター及び市町村、連帯保証人、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置)

第19条 事業者は、利用者的人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定。
- (2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業者は、当該事業所の従業者または擁護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを県市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(運営規程の改定)

第20条 この規程は、必要がある場合隨時施設にて改定するものとする。改定した内容については個別に知らせることとする。

附 則 本規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則 本規程は平成30年2月15日から施行する。

附 則 本規程は令和元年12月20日から施行する。

附 則 本規程は令和6年4月1日から施行する。